

1. はじめに

人権は、人々が社会において幸せな生活を営むために必要な固有の権利です。また人権の尊重は、人類にとって普遍的な原理です。それらをおびやかすのが「差別」や「人権侵害」です。

**いま、三重県ではどのような「差別」や「人権侵害」が起きているのでしょうか？
「差別」や「人権侵害」によって、生きづらさを感じている人たちはいるのでしょうか？**

三重県では、差別の解消に向けて県の取組を一層強化するため、既存の「人権が尊重される三重をつくる条例」を全部改正し、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」を2022(令和4)年5月19日に公布、同日に施行しました(一部、2023(令和5)年4月1日施行)。

1984(昭和59)年から概ね7年ごとに「人権問題に関する三重県民意識調査(以下、県民意識調査という)」を実施しています。今回、2022(令和4)年8月に実施した県民意識調査は、前段記載の条例の改正にともない、現状把握を改めて行うため2019(令和元)年実施の前回調査から4年と短い期間で実施したものです。

この調査の概要は次の通りです。

調査の概要

目的	部落差別(同和問題)をはじめとする人権問題に関する県民の意識を調査し、今後の人権行政を推進していくための基礎資料を得る。 過去に実施した県民意識調査結果との比較検討を実施し、意識の変化を把握する。
調査期間	2022(令和4)年8月22日～9月5日
調査対象	県内居住の18歳以上の男女3,000人(外国籍住民を含む) ※住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収(調査票による本人記入形式)
回収状況	有効回答数1,167(回収率39.3%)

県民意識調査は、「現状を知る」ひとつの手段です。また、三重県では、調査結果で明らかになった課題に対して、解決に向けた具体的な方策を講じていくこととしています。

私たち県民一人ひとりには、その現状や課題にどのように向き合い、どう考え、どう行動すればよいのでしょうか。

このパネルでは、県民意識調査の中から、部落差別(同和問題)を中心に調査結果を見ていくとともに、その詳細分析等も紹介し、私たち一人ひとりが部落差別(同和問題)をはじめとする人権問題とどのように向き合い、考え、行動していくのかについて、考えていきます。